

平成 28 年 10 月から B 型肝炎ワクチンが定期接種（A 類疾病）に導入されます

定期接種の対象：平成 28 年 4 月以降に出生した者で、生後 1 歳にいたるまでの者（0 歳児）

標準的な接種月齢・接種回数：生後 2 か月から接種を実施し、生後 2 か月に至った時から生後 9 か月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27 日以上の間隔をおいて 2 回接種した後、第 1 回目の注射から 139 日以上の間隔をおいて 1 回接種します。（具体例：生後 2 か月、3 か月、7～8 か月に各 1 回、合計 3 回接種）

接種量・接種方法：1 回 0.25mL を、皮下に注射します。

平成 28 年 4～7 月生まれの者：感染予防の観点からは、定期接種が始まる平成 28 年 10 月を待つことなく、標準的な接種月齢である生後 2 か月からの接種が奨められます。

ただし、平成 28 年 10 月から定期接種が開始されるということをあらかじめ保護者にご理解いただいた上で、接種スケジュールを立てることが望まれます（費用負担および健康被害救済方法について、定期接種と定期外（任意）接種では制度が異なります）。

なお、1 回目あるいは 2 回目を 0 歳代で接種していても、生後 1 歳を過ぎると、定期接種では受けることができなくなりますので、注意が必要です。

長期療養特例：免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾患等により、接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった者が、当該事由が消滅してから 2 年以内に接種をすれば、定期接種として接種を受けることができます。接種の対象年齢の上限は設けられていませんが、10 歳以上になると接種量が 1 回 0.5mL に増えることに注意が必要です。

母子感染予防の対象者：母親が HBs 抗原陽性の場合、母子感染予防のためには、生後 12 時間以内を目安として B 型肝炎ワクチンを接種し、生後 5 日以内（生後 12 時間以内が望ましい）に抗 HBs 人免疫グロブリンを投与します。2 回目のワクチンは 1 か月後、3 回目のワクチンは 1 回目から 6 か月後に接種します。ただし HBs 抗体が獲得されていない場合には追加接種することになります。

母子感染予防の対象者は、従来通り健康保険の給付によりワクチンとグロブリンの投与を受けることとし、定期接種の対象にはなりませんのでご注意ください。